

公文書公開手続きの情報教育への活用

中山 泰一[†] 中山 代志子^{††}

普通教科「情報」の高等学校学習指導要領では、「多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる」と規定されており、また、その解説では、「情報の公開については、国、地方自治体、企業などが情報を公開している実態や利用するときの注意点などを理解させる」と記されている。しかしながら、情報収集に関する教育の実態は、ネットワークを通じた情報の検索と収集の話に留まっている。例えば、国、地方自治体、独立行政法人などの行政機関から情報を収集する意義や手続きについての話はあまりされていない。本稿では、行政機関の公文書という生の情報を収集することは市民社会を健全に育成するために重要があると観点から、公文書開示請求手続き、何が公開されて何が公開されないか、どのようなアルゴリズムで判断がされるか、公開されなかった時の救済の手続き、具体的にどのような事例があるか、について紹介し、公文書公開手続きの情報教育への活用について議論する。

A proposal to apply the procedure of the disclosure of administrative documents to information education

YASUICHI NAKAYAMA[†] and YOSHIKO NAKAYAMA^{††}

One of the purposes of the high school's official subject of the "Information" is stated in the courses of study "to enable the students understand current situation of a flood of information disclosed and communicated within the society as well as the needs of protection of the information and the problems arising in the course of collection and emission of information including individual person's responsibility relating thereto". The detailed explanation for such courses of study further sets forth that it is intended "to enable the students understand, in relation to the publication of the information, the situation of national government's, local government's or company's information disclosed in public and the caring points to have in mind in using such information". Despite the above description referring to the information collection, the education for collecting the information provided in high-schools in fact is limited to that for collection of information and caring points for such collection through network systems. We have not dealt with the process for the collecting information from the national and local governments or quasi-government bodies, for instance. In this paper, in light of our belief that collecting row information from the government bodies is invaluable for developing healthy democratic society, we would like to introduce the process of requesting for disclosure of public information held by the government bodies, the categories of information disclosed or not disclosed, the algorithm under which the disclosed information is determined, the measures to challenge the decision of non-disclosure, and the concrete examples of using such process, and finally, discuss about the ways in which we may utilize the public information disclosure system in our information education program.

1. はじめに

普通教科「情報」の高等学校学習指導要領（表 1）では、「多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる」と規定されており、また、その解説（表 2）では、「情報の公開については、国、地方自治体、企業などが情報を公開している実態や利用するときの注意点などを理解させる」と記されている。これを見ると、少なくとも問題意識としては、国、地方自治体、企業などの公開情報を収集することが教科内容として配慮されているかのように見える。

しかしながら、現実には情報教育において情報公開ならびに公開情報の収集を積極的に取り扱っているとはいえない状況にある。例えば、普通教科「情報 C」の教科書で、情報公開法の制定については、すべての教科書に記載されていたが、公文書公開手続きについて具体的に記載されているものはなかった。情報公開審査会が書かれていた教科書は 1 社だけであった。

[†] 電気通信大学情報工学科

The University of Electro-Communications

^{††} 弁護士・明治学院大学法科大学院

Attorney at Law, Meiji Gakuin University

表 1 高等学校学習指導要領 (文献[1][2]より抜粋)

高等学校学習指導要領 (1999年3月29日告示)	高等学校学習指導要領案 (2008年12月23日公表)
<p>第2章 普通教育に関する各教科</p> <p>第10節 情報</p> <p>第2款 各科目</p> <p>第3情報C</p> <p>2 内容</p> <p>(3) 情報の収集・発信と個人の責任</p> <p>ア 情報の公開・保護と個人の責任</p> <p>多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(3) 内容の(3)のアの情報の保護の必要性については、プライバシーや著作権などの観点から扱い、情報の収集・発信に伴って発生する問題については、誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響、不適切な情報への対処法などの観点から扱うようにする。…</p>	<p>第2章 各学科に共通する各教科</p> <p>第10節 情報</p> <p>第2款 各科目</p> <p>第1 社会と情報</p> <p>2 内容</p> <p>(3) 情報社会の課題と情報モラル</p> <p>ウ 情報社会における法と個人の責任</p> <p>多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(3) 内容の(3)の…ウについては、知的財産や個人情報保護などについて扱い、情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることについても扱うこと。</p>

表 2 高等学校学習指導要領解説 (文献[3]より抜粋)

<p>ア 情報の公開・保護と個人の責任</p> <p>ここでは、情報社会の中で、多くの情報が公開されており、それらを有効に利用することが求められていることを理解させる。また、プライバシーや著作権などをめぐり様々な問題が生じてきたことを知り、情報の保護に関しての生徒の意識を高め、情報を収集・発信する場合に気を付けなければならない問題点や情報に関する個人の責任について理解させる。</p> <p>情報の公開については、国、地方公共団体、企業などが情報を公開している実態や利用するときの注意点などを理解させる。例えば、公開されている情報を入手する活動を通して、情報の入手方法や取扱いの注意、情報の有用性などについて、生徒に理解させる。</p>

国民主権を担う市民の育成という観点で考えると、情報教育は大変重要である。なぜなら、国民主権は、自らの力で正しい情報を収集し、分析し、判断する市民の存在なくして成立しないものであり、情報教育は、そうした「自らの力で正しい情報を収集することができる市民」を育て、絶好の機会と位置づけることができるからである。現状の情報教育は、情報の利用あるいは保護の重要性に関する教育に傾斜し、情報収集については力点が置かれていない傾向がある。もともと民主社会において、情報は公に流通すべきものであり、公に流通する情報は、市民が自ら収集して検証すべきものである、という視点に欠けている。

このような現状に対し、本稿は、教育の課程において、生徒に情報収集手続きについて周知させ、実際に利用する方法を学ばせることは、健全な民主社会を担う賢明な市民として生きる力の育成につながるものである、との主張のもとに、行政機関の公文書公開手続きについて紹介し、これを教育現場で利用する方法について提案するものである。

以下、2章では、行政機関に公文書の公開を請求する手続きについて、3章では、どのようなアルゴリズムで公開非公開の判断がされるか、4章では、公開されなかった時の救済の手続きについて紹介する。5章では、公文書公開手続きの情報教育への活用について提言する。

公文書公開請求書 控

平成21年1月15日

明石市長 様

請求者氏名
(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名、代表者印)
中山 康一 印

住 所
(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)
〒

連絡先 電話番号 ()
(担当者氏名)

明石市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求する 公文書の件名又は 内容	※公文書の件名又は知りたい内容について具体的に記載してください。 明石市立天文科学館の時計台の針が停まっていることについて 市民から連絡を受けたことが分かる文書、 修理することを決めた文書
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複製 <input type="checkbox"/> 写しの交付
備 考	

[事務処理欄] ※この欄は、記載しないでください。

所 管 課	部	課	係	受 付 印
公文書の件名	担当	(内線)		21.1.19 明石市立
	決定期限	21. 2. 2		

図 1 公文書公開請求書

2. 公文書公開手続き

公文書公開手続きは、1982年に山形県金山町が、1983年に神奈川県と埼玉県が、公文書公開手続きに関する条例を定めたのが先駆けで、現在では、すべての都道府県と、ほぼすべての市区町村で、情報公開条例が定められている。

また、2001年の情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）の施行により、国の公文書公開手続きが整備された（独立行政法人等の公文書の公開の手続きは、国と同様である）。

具体的な事例として、筆者が兵庫県明石市に公文書の公開を請求したものを題材に、どのように公開が実施されるかを説明する。これは、昨年12月から本年1月にかけて、日本標準時の子午線上にある兵庫県明石市立天文科学館の時計台の針が止まることが起き、同科学館の対応が分かる公文書の公開を求めたものである。

2.1 公開の請求

まず、公文書の公開を求める行政機関に、公文書公開を請求する（図1）。公開請求書の様式は、ほとんどの行政機関で、ホームページに掲載されている。公開請求書は、公文書公開の担当窓口を持参するほか、郵送でも提出することができる（ファックスによる提出が認められている場合もある）。

国の場合、何人でも公開を請求できる。地方自治体の場合、何人でも公開を請求できる条例を制定している地方自治体と、在任、在勤、在学者に限って公開を請求できる条例を制定している地方自治体がある。

2.2 公開の決定

公文書公開を請求してから、地方公共団体の場合は2週間程度、国の場合は30日で、公開非公開の決定がされる（図2）。


2.3 公開の実施

公開の決定がされ、行政機関に費用を支払うと、公文書が公開される（図3）。公開された公文書は、適正に使用することが求められている。

公文書公開決定通知書

明 天 第 48 号
平成21年1月20日

中山 第一 様

明石市長 北口 眞二 

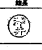
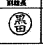
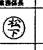
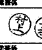


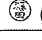
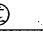


平成21年1月15日付けで公開請求のありました公文書については、明石市情報公開条例第1項の規定により、次のとおり公開することに決定しましたので通知します。

公文書の件名又は内容	科学館日誌 (明石市立天文科学館の時刻中の射が保まれていることについて市民から連絡を受けたことがからる文書)
公文書の公開の日時	郵送
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複製 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
公文書の公開の場所	郵送による
所 管 課	産業振興部 天文科学館 業務係 (電話 079-919-5000)

注1 公文書の公開の日時にご都合が悪い場合は、あらかじめ所管課へご連絡ください。
注2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を併具に提示してください。

図2 公文書公開決定通知書

◆ 科学館日誌 平成21年 1 月 15 日 (木) 天紀(四)第・四
明石市立天文科学館

種別	記録簿	書体保存	複製
			  
			複製済
			   

-出社 _____ -職責 _____ -休憩等 _____
-課長 藤田 秀木 現 課長 菅原 洋 _____ -事務 _____

●定例関係
10:27-11:00 両着 急理行着入。

●設備関係
1/14 (休館日) 10:30に元敷線より館内に「音時計」が停止して11:00の電柱の火
への連絡。館内の事故に備えて警備隊を呼びこ(管理室にお知らせ済。
11:00 観望 観望 観望 観望 観望
音時計が4時13分まで停止して12:00に復旧。
12:00 警備隊が 観望 観望 観望 観望 観望
12:00 警備隊(保線係)の警備と別開、計測開始。12:15に15分間「観望」
も観望の観望の観望
1/15 14:00 管理室に 観望 観望 12:00 復旧

◆団体予約券チェック (観) 来) ◆公開観測メールチェック (観) 来)

図3 公開された公文書

2.4 公開のための費用

多くの地方公共団体では、請求の時点では費用は発生しない。国の場合、公開の請求書に300円の収入印紙を貼って請求する

公開の実施の際に、写しの交付を受ける場合は、写しの費用を支払う。多くの行政機関では、1枚につき10円である（国の場合、300円までは費用がかからず、300円を超えた分を支払う）。行政機関によっては、スキャナで電子化してCD-Rに入れてもらうこともできる。写しの郵送を希望する場合には、送料を支払う。

2.5 電子申請

多くの行政機関では、電子申請ができるようになってきている。

東京都練馬区、中野区、神奈川県逗子市などでは、電子的な公開の実施も可能で、その場合には公開のための費用もとくにかからない。

2.6 他の法令等の制度により公開されている公文書

公文書の中には、情報公開法や情報公開条例によらずに公開されているものがある。こうした文書は、情報公開法または情報公開条例においては開示対象外となっているものもある（不動産登記簿、商業登記簿情報）が、一般には、公開の実施方法が異なる場合に、情報公開も重複して利用することが可能である。

(1) 議会の議事録

国会の議事録と委員会資料は国立国会図書館で、地方議会の議事録は地方議会の事務局で、閲覧できる。

(2) 訴訟記録

民事訴訟の訴訟記録は、裁判所で閲覧できる。閲覧の手数料は150円。利害関係人は写しも請求できる。

(3) 不動産登記簿、商業登記簿

法務局で閲覧でき、写しの交付を受けることができる。インターネット上で閲覧することもできる。

(4) 許認可に関する公文書

許認可に関する公文書には、法令で、許認可の事務を行う行政機関において閲覧が認められているものがある。たとえば、政治団体の収支報告書、NPO法人の設立認証申請書類、貸金業者登録簿、医療法人の事業報告書、旅行業者の登録簿、宅地建物取引業者名簿、開発登録簿、建築計画概要書などがある。

3. 公開非公開決定のアルゴリズム

2章で述べたように公文書の公開を請求すると、以下のアルゴリズムで、公開非公開が決定される。

3.1 原則は公開

非公開の理由がない限り、公開することが原則である。行政機関は、次節に述べる非公開情報を除いて、公文書を公開することが義務付けられている。これは、情報公開の目的が、行政機関の内部処理の透明性を確保し、国民によるチェック機能を働かせることにあり、ひいては、民主社会の担い手である国民に正しく行政機関の保有する情報を提供することにより国民の知る権利に資することにあるためである。

3.2 非公開情報

情報公開が原則とはいえ、他の法益との衝突が生じる場面では、かかる法益の保護のために、公開の原則を修正しなければならない場面がある。具体的には、次の情報については、法益保護に必要な範囲で、情報は非公開となる[4]。ただし、その場合でも、原則公開の趣旨に照らし、できるだけ公開しなければならない、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、非公開情報を除いた部分を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報

個人のプライバシー情報は公開されない。個人のプライバシーを侵害してまで国民一般に情報を提供する必要性はないからである。

行政機関によって、プライバシー情報を非公開とするためのルールの記述に違いがある。

プライバシー型

個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがあるものに限って非公開情報とするもので、北海道、京都府、大阪府、兵庫県などの情報公開条例で採用されている。

個人識別型

特定の個人を識別できる情報は原則として非公開とするもので、国の情報公開法、多くの地方公共団体の情報公開条例で採用されている。

このルールでは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」や「法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報から除いている。つまり、個人識別情報であっても、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいものは、非公開情報から除いている。

(2) 法人等に関する情報

たとえば、非上場企業の株主に関する情報などが、公開されないことがある。ここでは法人についても、営業上の秘密保護や一種のプライバシー情報保護の考え方が働いている。しかし、個人のプライバシーと要保護性のレベルが異なるため、すべての法人情報が非公開となるわけではなく、公開されると法人の事業運営等に支障をきたすと思われる場合に非公開となる。

(3) 公共の安全等に関する情報

警察の捜査情報、防衛上の機密情報などのように、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、公開されない。

(4) 審議検討情報

たとえば、機種選定や仕様策定などで、審議中の情報は、公開されないことがある。審議中の情報が開示されることによって、審議事項の進行に支障をきたす恐れがあると考えられるからである。

(5) 事務事業情報

行政事務の円滑な執行を妨げる情報公開は制限される。たとえば、入試の公正性を確保するため、入試等の出題者名簿などの情報は、公開されないことがある。

(6) 法令秘情報

法令で公開することができないとされているものがある。たとえば、指定統計を作成するために集められた調査票は、公開されない。

3.3 公文書の不存在

公文書が不存在の場合、不存在による非公開の決定がされる。行政機関の持つ情報のすべてが公文書に該当するわけではなく、公文書に該当しなければ、当然、公開請求の対象とならない。そこで、開示請求された情報媒体が「公文書」に該当するかどうかの問題がある。

3.4 公文書の存否に関する情報

例外的な規定であるが、存否について答えるだけで非公開情報を公開したことになる場合には、存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。たとえば、特定個人の病歴情報の公開請求に対し、当該公文書は存在するが非公開とする、または当該公文書は存在しないと回答するだけで、病歴の有無を公にしたことになるため、公文書の存否応答が拒否される。

4. 非公開の場合の救済手続き

3章で述べたように公文書の公開非公開の決定が行われるが、行政機関が非公開と判断した情報について、公開請求者が公開されるべきであるとして、救済を求めることができる。

行政機関の行った非公開または一部公開の決定に対しては、行政機関による不服申立て手続きによる救済手続きと、裁判による救済手続きがある。本稿では、不服申立てによる救済手続きについて説明する。

4.1 不服申立て

行政不服審査法に基づくもので、行政機関に対して、再度、判断を求めるものである。不服申立てには、審査請求（決定を行った行政機関の上級の行政機関に不服申立てするもの）と異議申立て（決定を行った行政機関に不服申立てするもの）がある。いずれも不服申立人の氏名は非公開であり、手続きも非公開で行われる。原則として書面審理であるが、口頭審査が行われる場合もある。

どの行政機関に不服を申し立てるのかは、非公開の決定（または一部公開の決定）の通知書に記載されている。不服申立ては、公開非公開の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。

4.2 情報公開審査会への諮問

公文書公開手続きの特長として、前節で述べた不服申立てがされた場合、行政機関は第三者機関に諮問し、第三者機関の答申を尊重した判断をすることが義務付けられている。

このための第三者機関として、それぞれの行政機関に、情報公開審査会が設置されている（行政機関によっては、個人情報保護に関する調査審議も行う第三者機関と一体となって設置されていることもあり、たとえば、国の場合、情報公開・個人情報保護審査会が内閣府に設置されている）。

情報公開審査会には、対象文書非公開のまま委員が公文書を実際に見分して調査するインカメラ審理の権限が与えられている。また、公開請求者は、情報公開審査会に対して意見書を提出することができる。

4.3 情報公開審査会の答申の例

情報公開審査会の答申は公表されている。答申を読むと、どのような情報の公開が求められているのか、どのような情報について公開非公開の判断が分かれるのかよくわかる。答申の例をいくつか紹介する。

(1) 個人に関する情報の例

公文書は公開が原則であるが、個人に関する情報について非公開が原則であり、さらに、3.2節で述べたように、「法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報から除くという、すっきりしないアルゴリズムで公開非公開が判断されている。その結果として、個人に関する情報について、情報公開審査会に判断を求めるケースが多いようである。

「慣行により」の判断については、行政機関でも幅がある。たとえば、神奈川県では、慣行により公にされている情報を広くとらえている[5]。

「公にすることが予定されている情報」については、東京都情報公開審査会や愛知県情報公開審査会で、確認検査員や建築士の氏名の情報を公開するべきとした例がある[6][7]。

(2) 事務事業情報の例

行政機関の事務事業に関する情報なら何でも非公開にできると、あらゆる公文書が非公開にできるため、非公開にできる情報は公にすることにより実質的に支障があるおそれがあるものに限られ、また、おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が当然に要求されている。

たとえば、横須賀市情報公開審査会で、横須賀市が訴訟当事者となった建築計画に関する公文書を公開するべきとした例がある[8]。

(3) 公文書の不存在の例

公文書の範囲を広げて公開するべきとした答申例がある。たとえば、三重県情報公開審査会で、三重県が桑名市に権限移譲に際して文書の一切を引き渡しているが、権限移譲に際して作成された決裁文書からどの情報が桑名市に送付されたか公開できるとした例がある[9]。

5. 情報教育への活用

表1に示したように、現行の高等学校学習指導要領には、「情報の公開・保護と個人の責任」の項目で、「多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる。」と記されている。現行の高等学校学習指導要領が1999年3月に公示されたもので、2001年4月に情報公開法施行が予定されていたことから、公文書公開手続きに関する問題意識が高かったのではないかと推測される。

これに対し、昨年12月に公表された高等学校学習指導要領案には、「情報社会における法と個人の責任」の項目で、「多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる。」と記されている。「情報社会における法」には、公文書公開手続きに関するものが当然含まれると考えられるが、表現の上で、情報の保護の重要性の方に力点が置かれたものになっており、自ら進んで情報を収集する側面が重視されなくなることが懸念される。

1章で述べたように、生徒に自らの力で正しい情報を収集し、分析し、判断する方法を学ばせることは、重要なことである。中でも、行政機関の保有情報は、国民全体で共有する資産と位置づけられるべきである。その意味で、公文書公開手続きは、広く国民が利用方法を知るべきであり、また、市民社会の一員としての自覚を促すためのよい題材である。実際の手続きも、高校生が利用することができるものである。

5.1 公開請求書

図1に示した通り、公開請求書には記載内容も少なく、生徒にも簡単に書ける。行政機関の公文書公開の担当窓口を訪ねると、請求の方法を丁寧に教えてもらうこともできる。郵送による公開請求書の提出も可能である。高校生の演習にも利用することができる。

5.2 電子申請

多くの行政機関では、電子申請により公文書の公開請求を行うことができる。電子申請を実際利用する演習の題材に利用できる。また、電子的な情報流通の便利さとともに危険についても考える契機となる。

5.3 情報公開審査会への意見書

情報公開審査会への諮問が行われる場合には、公開請求者に対し、意見書作成の機会が与えられる。自分の意見を論理的に主張する文書作成は、賢明な一般市民として成長するために必要な素養を養成することができる。

また、非公開情報について非公開の理由を考えることにより、情報の公開について、社会の中で衝突する利害があることを知り、これをどのように調和させることが望ましいかについて、考えさせる契機となる。異なる立場（行政機関や、情報出所である私人）からの視点が、いかに自らの考え方と異なるか、について認識させ、異なる立場についても配慮しつつ、どのような調和点を見出すことができるか、について考えさせることは、多様な価値観の中で柔軟性ある考え方を形成することができる市民の養成に資する。

6. おわりに

良識ある市民の育成は、健全な民主社会の発展にとって必要不可欠である。高校教育は、基礎的市民教育の総まとめの場であり、大学でのさらなる研究につなげる最終段階と位置づけられる。そうした高校教育において、自ら正しい情報を収集し、検討し、分析する能力を身につけさせることは大変重要であり、その中でも、情報の「収集」能力を養成することには大きな意義がある。情報収集方法として、もちろんインターネットを利用することが着目されることは正しい。しかしながら、インターネット上の情報は、多くの場合、他人の編集を経た情報であり、また、信ぴょう性についても、必ずしも検証しにくいという問題がある。これに対し、行政機関が保有する情報は、他人による評価を経ない生の情報であり、出所としても信頼性ある情報ということができる。こうした信頼できる情報を自ら収集するツールを持つことは、市民として社会を構成する際の大きな武器となるであろう。筆者は、高校生に、ぜひともこうした知の力を知ってもらいたいと考える。また、情報公開の課程では、対立する利害についても大いに考えさせられる。高校生の柔軟な思考の中で、自分の要求に対立する考え方に実際に直面し、これを検討し、妥当な解決を模索する機会には非常に有意義であると考えられる。

こうした教育は、法学教育などにおいてなされるものであり、高校教育では不要ではないかとの意見もあるかもしれない。しかし、大学へ進んでもつばら数学や物理を究めることとなる若者にも、よき市民の一人として成長してもらうことが必要であり、情報教育において公文書公開の方法と意義を積極的に取り入れる意義は大きいと考える。

参考文献

- 1) 文部科学省: 高等学校学習指導要領. http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301d.htm
- 2) 文部科学省: 高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領等改訂案関係資料. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/081223.htm
- 3) 文部科学省: 高等学校学習指導要領解説 情報編, 開隆堂出版, ISBN978-4-304-04075-7 (2000).
- 4) 総務省: 情報公開法要綱案の考え方. <http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/990705c.htm>
- 5) 神奈川県: 第12期 神奈川県情報公開運営審議会 報告書 (2007年3月20日). <http://www.pref.kanagawa.jp/press/0703/23059/index.html>
- 6) 東京都: 情報公開審査会答申. <http://www.metro.tokyo.jp/POLICY/JOHO/JOHO/toshin.htm>
- 7) 愛知県: 情報公開審査会答申. <http://www.pref.aichi.jp/0000017551.html>
- 8) 横須賀市: 情報公開審査会答申. <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/koukai/tousin.html>
- 9) 三重県: 情報公開審査会答申. <http://www.pref.mie.jp/KOUKAI/tousin.htm>